

日本共産党議員団を代表して、議案 1 号、2 号、3 号、4 号、7 号、8 号、9 号、15 号、26 号、27 号及び 28 号に対する反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されましたが、新規感染者数は下げ止まり、ここ数日では、増え始めて新たな波の到来が危惧されています。ワクチン接種の安全性、有効性などの情報が乏しい中、ワクチン供給の目処が立っていません。2021 年度の政府予算及び 2020 年度第 3 次補正予算は、過去最大のものになっていますが、コロナ対策についてきわめて無為無策であるばかりか、GoTo 事業などコロナ対策に逆行するような経済対策やコロナ対策に名を借りた不要不急の便乗予算が目立つものになっています。また、国民がコロナで苦しんでいるのに、後期高齢者の医療費窓口負担 2 倍化、年金は引き下げ、消費税減税には背を向ける。一方で、世界的金融緩和と公的マネーを注ぎ込む株価対策によって株価は急上昇し、日本の大富豪 30 数人の資産はこの間 10 兆円も増えました。

日本共産党は、無症状感染者をふくむ PCR 検査の抜本的拡充、医療機関への減収補填、中小事業者やシフト制労働者パートアルバイトと労働者への十分な保障などコロナ対策の基本的取り組みの拡大を政府に提案しています。同時に、コロナ後の経常予算については野放図な借金ではなく、多額の利益をあげる大企業や大富豪に応分の負担を求めることや大軍拡をやめることで財源を確保するよう求めているところです。

それでは、最初に自治体としての基本的な問題について 3 点申し上げます。

1 つは、コロナ禍における摂津市財政運営についてです。

コロナ危機の影響により、新年度の摂津市の市税収入はリーマンショック時に匹敵する大幅な税収減を見込むものの、コロナ特例による地方交付税や臨時財政対策債の増額等で歳入は確保されました。一方で、基金の取り崩しや市債残高は増加していくことは予測されますが、コロナ禍という未曾有の危機のもと、大阪府内トップクラスの財政力を生かし、市民のいのち・くらし、中小事業者の営業を守ることを最優先すべきです。そして、地方創生臨時交付金として内示を受けている 2 億 3500 万円を活用し、さらなる支援策を早期に実施するよう求めます。

2 つめは、人事政策についてです。

明日、事務執行適正化第三者委員会の最終報告が議会に報告される予定です。この間、相次いだミスや不適切な事務の背景に、職員の非正規化、外部委託や民営化などによる影響は無視できません。マニュアル作成や意識改革というだけでなく、人手不足、コミュニケーション不足、技術継承不足という物理的な問題の解決のために、現在の定員管理計画を見直し、職員が全体の奉仕者として生き生きと働ける職場環境をつくっていくことを求めます。

### 3 つめは、地方行政のデジタル化について、議案第 15 号とあわせて述べます。

議案第 15 号は、一昨年に制定されたデジタル行政推進法に準じて、摂津市の様々な行政手続きのオンライン化を可能にするための通則条例を制定するものです。デジタル技術を活用して住民の利便性を高め、職員が行う業務処理の内容を見直し効率化を図ることは否定されるものではありません。しかし、今、国が推進し自治体に努力義務を課す「地方行政のデジタル化」には、窓口業務のあり方、個人情報保護、職員の働き方、地方自治に関わる重大な問題が指摘されています。デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情により IT 機器が利用できない人への具体的な対応、対面手続きでのアウトリーチ型相談業務としての役割の後退、電子システムの標準化による自治体独自の施策を困難にしかねない危惧はもとより、個人情報保護の規定を緩和し、自治体が持つ個人情報をマイナンバーを媒介して、国が一括管理し監視に利用したり、民間企業の事業活動に利活用できるようにしたりする動きは、個人の自由やプライバシーを侵害しかねない問題として最大限の注意が必要です。

地方行政のデジタル化は、今現在は努力義務です。憲法に保障された国民の権利や地方自治に係る問題として、ひとつひとつの業務について問題点を十分に検討し、懸念を払拭する対策を講じるよう求めます。

### 次に、くらしを守る社会保障の充実と中小企業支援策について 5 点申し上げます。

#### 1 つは、介護保険料のさらなる値上げについてです。

介護保険は 3 年に一度の見直しが行われますが、摂津市はそのたびに値上げを繰り返し、新年度は基準額で月額 490 円引き上げ、6,280 円となります。国が年金を引き下げるその時に、介護保険料の値上げは高齢者にとってダブルパンチであり、コロナ禍に冷たい政治と言わねばなりません。一般会計からコロナ対策とし

て給付金を出すなど、高齢者の生活支援を行うことを求めます。

## 2 つめに、国民健康保険についてです。

新年度の保険料は据え置きになりました。しかし、2018 年度から毎年黒字なのに連続値上げを行い、2017 年度と比べると一人当たり保険料で約 1 万 3 千円も上がっています。大阪府が号令をかける府内統一保険料を目指して引き上げてきた結果ですが、保険料軽減のための一般会計繰入も一切やめて、黒字を基金に積み上げており、財源はあります。今回、大阪府の基準は前年度より引き下げとなっています。市民を苦しめる国保の大阪府内統一化に反対し、据え置きではなく、払える保険料に引き下げよう求めます。

## 3 つめに、高齢者・障害者のいのちを守る対策についてです。

私どもは、無症状の人も含めた定期的な P C R 検査を求めてきました。政府もようやくそれを認め、高齢者・障害者入所施設での社会的検査を行うようになりました。しかし、リスクが高いのは入所施設だけではありません。作業所やデイサービス、訪問サービスに従事する職員等にも社会的検査が必要です。本市はその必要性は認めたわけで、国や府に要請するというだけでなく、本市自ら、高齢者・障害者のいのちを守る社会的検査を行うことを求めます。

議案第 28 号の介護事業所等の基準を定める内容の中に、ケアプランの作成について点検・検証する仕組みを導入するとありますが、給付「適正化」の名のもとに、サービスの利用抑制につながる管理・締め付けが強められることについては反対です。

## 4 つめに、生活保護制度についてです。

「いのちのとりで」裁判で、画期的な大阪地裁判決が出ました。2013 年に政府が行った生活保護費の基準引き下げは裁量権の逸脱、濫用であり、基準をもとに戻すべきとの原告勝利の判決です。コロナ禍で生活保護制度の重要性が増していますが、摂津市でも申請件数はあまり伸びていません。今、自殺者や餓死者が出るなど、行政の在り方も問われています。生活保護は権利であること、扶養照会は義務ではないこと、必要な時はためらわず申請してくれるよう、市民にメッセージを強く発信することを求めておきます。寄り添った対応をするために、ケースワーカーの増員、女性ケースワーカーの配置も求めます。

## 5 つめは、中小企業・小規模事業者の営業を守る取り組みについてです。

消費税増税に加え、コロナ禍で、中小業者から「もう商売続けていけない」と悲鳴が上がっています。新年度の中小企業支援策もあまりに少なく、追加の補正予算

案の対象も、国や府の支援を受けられることが前提です。国や府の対象以外へも、「1つの事業所もつぶさせない」、しっかりとした支援を行ってこそ、「中小企業のまち摂津市」の、本気の対策と言えるのではないのでしょうか。早急にさらなる追加支援策を求めます。

次に、市民の安全・安心を守る自治体としての役割について2点申し上げます。

1つは、発がん性が指摘されるPFOAの問題です。

一津屋の井戸で全国1高い濃度で検出されました。摂津市は以前からこの問題について把握しており、発出元であるダイキン工業と大阪府と三者で毎年会議を開き、情報を共有していたにも関わらず、議会にも市民にも知らせてこなかったことは大問題です。さらに、ダイキン工業は2004年度年から敷地内でPFOA処理の目的で地下水を汲み上げ、市にも報告していたとのことですが、市は許可申請もさせず、情報を全く出しませんでした。ダイキン工業は2015年度から汲み上げ量を増やし、敷地内で地盤沈下が起きたことも明らかにしていますが、これも市からは何の報告もありません。地下水くみ上げ問題では、市と議会は力合わせJRを相手取っての裁判を行ってきました。しかし、同時期に、他社に地下水を汲み上げさせていたとは、議회를裏切る行為ではないのでしょうか。改めて、誠実に情報を市民と議会に知らせ、市民の安全・安心を守る立場に立って、問題の解決に当たることを強く求めておきます。

2つめは、若者の個人情報をも本人に知らせず、名簿にして自衛隊に提供している問題についてです。個人情報を守るべき立場の本市が、住民基本台帳法で認められていない名簿提供を行い、さらに、憲法で保障される自己情報コントロール権に基づき、自分の情報を名簿から除外してほしいという申請が出た場合でも除外しないと答弁したことは、法令順守を求められる市の対応としてあり得ません。新年度は名簿提供をやめるべきです。少なくとも、福岡市のように、情報開示の除外申請にきちんと対応することも求めておきます。

次に、子育て教育分野について4点、申し上げます。

1点目は、子どもの貧困対策についてです。

コロナの影響による収入減少や生活苦は、とりわけ現役世代の非正規労働者やフリーランス、ひとり親世帯、子育て世帯に広がっています。実態把握とより一層ふみこんだ支援が必要だと考えます。ひとりひとりの子どもにしっかりと目の行

き届く学校の少人数学級や中学校での全員給食なども方向性が示されましたが、実施時期を早めるなどスピード感を持った対応を求めます。ひとり 1 台のタブレットパソコンを貸与する事業に関して、家庭でのインターネット環境の整備について保護者に求めるものとなっています。通信経費の支援についても就学援助の対象にする等、教育格差を招くことにならないような対応を求めます。

## 2点目は、就学前施設についてです。

この 4 月から公立の保育所は全て認定こども園の制度に移行し、べふととりかい幼稚園は通園バスを含めて実質的には廃止という形になります。せつつ幼稚園も来年 4 月には民間の幼保連携型の認定こども園に移行します。幼稚園と保育所のニーズが大きく変わってきたことから、全体としては保育所枠を増やしていくこととなりますが、子育て総合支援センターについては 130 名の定員の 10 名分を 1 号認定、つまり幼稚園枠にきりかえて保育の定員を減らしています。しかも昨年からの保育士不足を理由に定員を割る人数しか、子どもの受け入れがされていないということも重大な問題です。

この年度末、市内の待機児童数は 440 名にも上り、4 月からの入所調整でも昨年同様に待機児童が出る見込みです。公立施設の果たすべき役割として保育の質や保育士の確保、職員の雇用、勤務形態等含めて民間の手本になるような運営を責任もっておこなうように強く求めます。

## 3点目は、学童保育事業についてです。

昨年 4 月から延長保育の実施がようやく始まり、続いて高学年児童の受け入れについても期待される所です。しかし、指導員と空き教室の確保に課題があることを理由に実施に至りません。大阪府内で高学年保育に取り組んでいないのは摂津市のみです。保護者からの強い要望に加え、昨年つくられた「第 2 期子ども子育て支援事業計画」にも明記されているにもかかわらず、開始時期を示さないのは問題です。コロナ禍における過密解消、支援が必要な児童の受け入れ等も含めてサービス拡充にしっかり取り組むことを求めます。

## 4点目は中学校給食についてです。

補正予算案において「今後 3 年間の委託料としての債務負担行為限度額」がおよそ 2.5 倍に膨れ上がる変更が提案されています。契約更新年度とコロナ感染拡大の時期が重なったことも影響しているとはいえ、摂津市の人口規模で、喫食率わずか 4～5% では、手をあげる事業者がないということが示されたわけです。今回、全員喫食の中学校給食に向け、給食センター方式で具体的な検討が始まって

いくこととなりますが、このほど示されたスケジュールでは、全員給食の完全実施まで早くても6年後とのことです。あまりにも時間をかけすぎではないですか。自校方式や親子方式も除外することなく、最善の方法を追求し、早期に実現することを求めます。

次に、まちづくりに関わって2点申し上げます。

1つは、鳥飼まちづくりグラウンドデザインと河川防災ステーションについてです。 鳥飼まちづくりグラウンドデザインについては、幅広い市民の意見を反映できるように情報公開と市民参加を保障し、予算措置を含め実効性のある具体的な施策につなぐことができるものにするべきです。

また、河川防災ステーション整備については、国の直轄事業ではありますが、大規模開発であり、その有効性、環境への影響、採算性などあきらかにしながら、水害リスクの高い鳥飼地域の将来像をえがくまちづくりグラウンドデザインと一体のものとして、検討が必要です。防災拠点としての役割や堤防強化など氾濫を防止する対策、分散型を含めた避難のあり方など、住民が安全対策や整備計画への理解を深められる取り組みを求めます。また、整備区域や隣接区域への丁寧な説明はもとより、環境変化に対する調査や保障など合意と納得を前提にした検討を求めます。

2つめに、JR千里丘駅西地区再開発事業と阪急連続立体交差事業についてです。

まず、西地区再開発事業についてです。この3月24日から計画の骨格をなす「事業計画案の縦覧」が始まっています。所定の手続きを経て、6月ごろに事業計画決定の予定をされていますが、決定後30日以内に、地元権利者は地区外に転出するか、再開発ビルに残るかを申し出るようになります。また、再開発後のビル床の値段についても概算額が決められ、権利返還計画決定へとつながっていきます。先日の委員会では、30年ほどの前の東口側再開発当時に、地元権利者対策として、融資制度について2%の利子補給を実施したこと、37区画の代替地を確保したこと、再開発審査会委員については、今回、7名のうち地元権利者は2名だけですが、当時は12名とし過半数の7名を地元権利者としたこと等々、実施されたことを紹介しました。

今回も、きちんと都市計画法第74条の規定に基づき、事業協力者まかせでなく自主性を堅持して対応することを求めておきます。

阪急連続立体交差事業については、約200名の関係権利者への本格的移転交渉

が始まっていきます。私権に関わることで職員にとっても大変なご苦勞があると思いますが、ぜひ将来生活に責任を負っているという自覚を持って、対応されることを求めています。

### 最後に、水道事業会計、下水道事業会計について申し上げます。

今回、水道事業における給水収益が大きく減少するという見通しで予算が組まれています。これは昨年4月～9月期の実績をふまえて新型コロナ緊急事態宣言の影響を色濃く反映したとのこと。だとすると、コロナ第1波の一斉休校や事業所の休業などを想定したもので、第3波の緊急事態宣言の状況からみても昨年同様の事態に落ち込むとは思えません。また、こうした給水収益の減少が再来年予想される水道料金の引き上げに影響を及ぼすことは絶対にはありません。

上下水道ビジョンと経営戦略が示された際に、多くの市民が、今でも高い料金の引き上げに強い抵抗感を示したように、生活に直結する問題としてコロナ禍のいま、負担の軽減こそ取り組むべきです。2年後の料金引き上げを回避するために今年度何をやるべきか。仮にコロナの影響で大きな減収が見込まれるなら、その分については一般会計からの減収補填の繰り入れを行うなど、あらゆる方法を検討し、市民負担の軽減に取り組むことを求めます。

以上です